**令和６年度**

**【№21-1-2】指定障害児通所支援事業者指導調書**

**○指定放課後等デイサービス**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所の名称 |  | |
| 事業所の所在地 |  | |
| 事業者の名称 |  | |
| 事業所番号 | ４６ | |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 | |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 | |
| 職 名 氏 名 | |
| 職 名 氏 名 | |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 | |
| （班員）職 名 氏 名 | |
| （班員）職 名 氏 名 | |
| 連絡先等 | 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメール  アドレス |  |
| ＨＰ  アドレス |  |

* 事業所において御記入ください。

児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスの

指導調書における表記等について

**Ａ　主な根拠法令等**

|  |  |
| --- | --- |
| 略　号 | 法　　令　　等　　名 |
| 法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 施行令 | 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号） |
| 施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） |
| 平24厚令15 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年２月３日厚生労働省令第15号） |
| 平24厚告122 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第122号） |
| 関連告示 | こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年３月14日厚生労働省告示第128号） |
| 施設基準告示 | こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年３月30日厚生労働省告示第269号） |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準について（平成24年３月30日付け障発0330第12号） |
| 留意事項通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年３月30日付け障発0330第16号） |
| 指針 | 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年３月30日厚生労働省告示第231号） |
| 平24厚告270号 | こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年３月30日厚生労働省告示第270号） |

**Ｂ　略号の表記について**

|  |  |
| --- | --- |
| 略　号 | 説　　　　　　　　明 |
| 契約支給量 | 支給決定保護者等に提供することを契約した指定通所支援の量 |
| 児童発達支援管理責任者 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者 |
| 児童指導員 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員 |
| 重症心身障害児 | 法第７条第２項に規定する重症心身障害児 |
| 機能訓練担当職員 | 日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員 |
| 認定特定行為業務従事者 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第１項に規定する認定特定行為業務従事者 |

**《目　　次》**

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定放課後等デイサービス）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　　　２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　　　３　従たる事業所を設置する場合における特例・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　第３　設備に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　第４　運営に関する基準

１　利用定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　２　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

３　契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　４　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　５　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

６　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　７　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　　８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　９　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　10　指定障害児通所支援事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

11　サービス提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

12　指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることの

できる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

13　通所利用者負担額の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

14　通所利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

15　障害児通所給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

16 指定放課後等デイサービスの取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

17 放課後等デイサービス計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

18 児童発達支援管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

19 相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

20 指導，訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

21 社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

22 緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・　２２

24 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

25 運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

26 勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

27 業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

28 定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

29 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

30　安全計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

31　自動車を運行する場合の所在の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

32 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

33　協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

34　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

35　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

36　虐待等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

37　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

38　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

39　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

40　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

41　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

42　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

43　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

44　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

45　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

第５　共生型障害児通所支援に関する基準

　　　１　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準・・・・　４６

　　　２　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準・・・　４６

　　　３　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護

事業者等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　　　４　準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

５　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

第６　基準該当通所支援に関する基準

　　　１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

　　　２　設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　　　３　利用定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　　　４　準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

　　　５　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

第７　多機能型事業所に関する特例

　　１　従業者の員数に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

　　２　設備に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　　３　利用定員に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　　　４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

第８　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

　第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い

　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

　　　２　放課後等デイサービス給付費（授業終了後に行う場合）・・・・・・・・・・　６０

　　　　　(休業日に行う場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

　　　　(減算が行われる場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

　　　　　(開所時間減算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

　　　　　(身体拘束廃止未実施減算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

(児童指導員等加配加算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

(専門的支援加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・ ６６

(看護職員加配加算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

(共生型サービス体制強化加算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

３　家庭連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

３の２　事業所内相談支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

４　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

５　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

６　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

７　特別支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

７の２　強度行動障害児支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

８　個別サポート加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

９　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

10　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２

11　延長支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

11の２　関係機関連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８４

11の３　保育・教育等移行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６

12　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

13　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

　　○　非常災害対策等自主点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９

　　　○　従業者の勤務状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

　　　○　前年度利用者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

○　指定放課後等デイサービス利用者の一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・１０１

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

　 　　　 指定放課後等デイサービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| 2 | 組織図 | 有・無 |
| 3 | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| 4 | 給与台帳 | 有・無 |
| 5 | 登録証，免許証 | 有・無 |
| 6 | 平面図 | 有・無 |
| 7 | 運営規程 | 有・無 |
| 8 | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| 9 | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 通所支援計画，看護・介護記録等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 障害児通所給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 障害児通所給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和５年４月１日から運営指導当日までですので，その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ 主眼事項及び着眼点（指定放課後等デイサービス）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第１　基本方針**  **第２　人員に関する基準**  **１　従業者の員数** | （１）放課後等デイサービスに係る指定通所支援（指定放課後等デイサービス）の事業を行う者（指定放課後等デイサービス事業者）は，当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い,県,市町村，障害者総合支援法 （平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （４）指定放課後等デイサービスの事業は，障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い，及び社会との交流を図ることができるよう，当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  　　　一　児童指導員又は保育士　指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数以上  　　　　イ　障害児の数が10までのもの　２以上  　　　　ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　　　二　児童発達支援管理責任者　１以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは，指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について，指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され，必要な配置を行うこと。  　　また，ここでいう「障害児の数」は，指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり，障害児の数は実利用者の数をいう。  ○ 「指定放課後等デイサービス援の単位」とは，同時に，一体的に提供される指定放課後等デイサービスをいう。  例えば，午前と午後とで別の障害児に対して指定放課後等デイサービスを提供するような場合は，２単位として扱われ，それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。  　　また，同一事業所で複数の指定放課後等デイサービスの単位を設置する場合には，同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となる。（解釈通知第三の１(1) ⑦） | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利人数）が分かる書類（実績表等） | 法第21条の５の18  平24厚令15第３条第２項  平24厚令15第３条第３項  平24厚令15第３条第４項  平24厚令15第65条  法第21条の５の19第１項  平24厚令15第第66条第１項  平24厚令15第第66条第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （２）（１）の各号に掲げる従業者のほか，指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ置かれているか。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。  一　医療機関等との連携により。看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  二　当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  三　当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合  （３）（２）の規定に基づき，機能訓練担当職員等をおいた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。  （４）（１）から（３）までの規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  　（ ただし，指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については，第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。）  一　嘱託医　１以上  二 看護職員　１以上  三 児童指導員又は保育士　１以上  四 機能訓練担当職員　１以上  五 児童発達支援管理責任者　１以上  （５）（１）の児童指導員又は保育士のうち，１人以上は，常勤となっているか。 | いる・いない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚令15第66条第２項  平24厚令15第66条第３項  平24厚令15第66条第４項  平24厚令15第66条第６項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　管理者**  **３　従たる事業所を設置する場合における特例**  **第３　設備に関する基準** | （６）（３）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（１）の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は，児童指導員又は保育士となっているか。  （７）（１）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち，１人以上は，専任かつ常勤となっているか。  指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。  （ただし，指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は，当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業  所，施設等の職務に従事させることができる。）  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所((２)において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（２）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。  （２）従たる事業所を設置する場合においては，主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業所は，指導訓練室のほ  か，指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。  （２）（１）に規定する指導訓練室は，訓練に必要な機械器具等を備えているか。  （３）（１）に規定する設備及び備品等は，専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。（ただし，障害児の支援に支障がない場合は，この限りでない。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| **管理者**  ○ 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。  　　ただし，以下の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。  　①　当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者としての職務に従事する場合  　②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等，特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に，当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（解釈通知第三の１(3)）  ○　従業員の員数等に関する特例  多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合（指定通所支援の事業のみを行う多機能型を除く。）は，「第２の１の(3)」にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者，嘱託医及び管理者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。（平24厚令15第80条第２項） | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰ  ﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○登録証，免許証  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等）  ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○同上  ○同上 | 平24厚令15第66条第７項  平24厚令15第66条第８項  平24厚令15第67条  平24厚令15第７条準用  平24厚令15第67条  平24厚令15第８条第１項準用  平24厚令15第67条  平24厚令15第８条第２項準用  法第21条の５の19第２項  平24厚令15第68条第１項  平24厚令15第68条第２項  平24厚令15第68条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第４　運営に関する基準**  **１　利用定員**  **２　内容及び手続の説明及び同意**  **３　契約支給量の報告等** | 指定放課後等デイサービス事業所は，その利用定員を10人以上となっているか。  （ただし，主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては，利用定員を５人以上とすることができる。）  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは，当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は,社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスを提供するときは，当該放課後等デイサービスの内容，通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量（（２）において｢契約支給量」という。）その他の必要な事項（（３）及び（４）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は，当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは，通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は，通所受給者証記載事項に変更があった場合について（１）から（３）に準じて取り扱っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない    いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○「利用定員」とは，１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。（解釈通知第三の３(1)）  ○利用定員に関する特例  (1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は，第４の１にかかわらず，その利用定員を，当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。  (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については，第４の１にかかわらず，指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上とすることができる。（平24厚令15第82条）  ○　書面交付事項  　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定放課後等デイサービスの内容  　③　当該指定通所支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定放課後等デイサービスの提供開始年月日  　⑤ 指定放課後等デイサービスに係る苦情を受け付けるための窓口  　利用者の承諾を得た場合には，当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法，その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。(解釈通知第三の３(2)) | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他保護者に交付した書面  ○受給者証(写)  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書 | 法第21条の５の19第２項  平24厚令15第69条  平24厚令15第71条  平24厚令15第12条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第12条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第13条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第13条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第13条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第13条第４項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　提供拒否の禁**  **止**      **５　連絡調整に対する協力**  **６　サービス提供困難時の対応** | （４）指定放課後等デイサービス事業者は，通所受給者証記載事項に変更があった場合について（１）から（３）に準じて取り扱っているか。  指定放課後等デイサービス事業者は，正当な理由がなく，指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。  　指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定放課後等デイサービス事業所が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう）等を勘案し，利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | | ○受給者証(写)  ○契約内容報告書 | | 平24厚令15第71条  平24厚令15第13条第４項準用 |  |
| ○　受給者証への記載事項  ①　当該事業者及びその事業所の名称  　②　当該指定放課後等デイサービスの内容  　③　当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定放課後等デイサービスの提供量（契約支給量）  　④　契約日等  　当該契約に係る指定放課後等デイサービス支援の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定通所支援の量を記載すること。（解釈通知第三の３(3)①）  ○　受給者証に記載すべき契約支給量の総量は，当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。（解釈通知第三の３(3)②）  ○ 指定放課後等デイサービス事業者は，（１)の規定による記載をした場合には，遅滞なく市町村に対して，当該記載事項を報告すること。（解釈通知第三の３(3)③） | | | | |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，  　①　当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合  ②　入院治療の必要がある場合  　③　当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合，その他障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難な場合等である。  　　（解釈通知第三の３(4)）  ○　指定放課後等デイサービス事業者は，市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介，地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し，指定通所支援の円滑な利用の観点から，できる限り協力しなければならない。（解釈通知第三の３(5)） | ○紹介の記録等 | | 平24厚令15第71条  平24厚令15第14条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第15条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第16条準用 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **７　受給資格の確認**  **８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助**  **９　心身の状況等の把握**  **10　指定障害児通所支援事業者等との連携等**  **11　サービス提供の記録** | 指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は，通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって，通所給付決定の有無，通所給付決定をされた指定通所支援の種類，通所給付決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮  し，通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの提供に当たっては，障害児の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの提供に当たっては，県，市町村，障害福祉サービスを行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては，障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，県，市町村，障害福祉サービスを行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスを提供した際は，当該指定放課後等デイサービスの提供日，内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，（１）の規定による記録に際しては，通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　心身の状況等の把握については，質の高い指定放課後等デイサービスの提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から，他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。（解釈通知第三の３(9)）  ○　指定放課後等デイサービスを提供するに当たっては，教育との連携にも配慮すること。（児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について （平成24年４月18日付事務連絡））  ○　通所給付決定保護者及び指定放課後等デイサービス事業者が，その時点での指定放課後等デイサービスの利用状況等を把握できるようにするため，当該指定放課後等デイサービスの提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。（解釈通知第三の３(10)） | ○受給者証(写)  ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○同上 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第17条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第18条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第18条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第19条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第20条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第20条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第21条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第21条第２項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **12　指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等**  **13　通所利用者負担額の受領** | （１）指定放課後等デイサービス事業者が，指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって，当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，通所給付決定保護者に対して説明を行い，同意を得ているか。（ただし，13（１）から（３）までに規定する支払については，この限りでない。）  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスを提供した際は，通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は，通所給付決定保護者から，当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，（１）及び（２）の支払を受ける額のほか，指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払いを通所給付決定保護者から受けているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は，（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。  （５）指定放課後等デイサービス事業者は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，通所給付決定保護者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○障害児通所給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第22条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第22条第２項準用  平24厚令15第70条第１項  平24厚令15第70条第２項  平24厚令15第70条第３項  平24厚令15第70条第４項  平24厚令15第70条第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **14　通所利用者負担額に係る管理**  **15　障害児通所給付費の額に係る通知等**  **16　指定放課後等デイサービスの取扱方針** | 指定放課後等デイサービス事業者は，通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において，当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは，当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において，当該指定放課後等デイサービス事業者は，当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上，通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は，通所給付決定保護者に対し，当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定放課後等デイサービスの内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，放課後等デイサービス計画に基づき，障害児の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業所の従業者は，指定放課後等デイサービスの提供に当たっては，懇切丁寧を旨と  し，通所給付決定保護者及び障害児に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は（３）の規定によ  り，その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては，次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに，当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて，その改善を図っているか。  一　当該放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「支援上必要な事項」とは，放課後等デイサービス計画の目標及び内容のほか，行事及び日課等も含むものである。（解釈通知第三の３(15)②）  ○　自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより，第三者による外部評価の導入を図るよう努め，常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならない。（解釈通知第三の３(15)③）  ○　放課後等デイサービス計画には，通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向，障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，指定放課後等デイサービスの具体的内容（行事や日課も含む），指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載すること。（解釈通知第三の３(16)①） | ○利用者負担額上限管理通知（控）  ○通知(写)  ○サービス提供証明書（写）  ○放課後等デイサービス計画(利用者ごと)  ○実績記録など  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第24条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第25条１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第25条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第26条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第26条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第26条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第26条第４項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **17　放課後等デイサービス計画の作成等** | 二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  　　三　指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況  　　四　関係機関及び地域との連携，交流等の取組の状況  　　五　当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供，助言その他の援助の実施状況  　　六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策  　　七　指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況  （５）指定放課後等デイサービス事業者は，おおむね１年に１回以上，（４）の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は，児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。  （２）児童発達支援管理責任者は，放課後等デイサービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，障害児について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い，障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  （３）児童発達支援管理責任者は，アセスメントに当たっては，通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。  この場合において，児童発達支援管理責任者は，面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し，理解を得ているか。  （４）児童発達支援管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向，障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，指定放課後等デイサービスの具体的内容，指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。  この場合において，障害児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。  （５）児童発達支援管理責任者は，放課後等デイサービス計画の作成に当たっては，障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 放課後等デイサービス計画は，障害児の能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに，指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて，障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案すること。  （解釈通知第三の３(16)） | ○個別支援計画  ○児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第26条第５項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第４項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第５項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **18　児童発達支援管理責任者の責務**  **19　相談及び援助**  **20　指導，訓練等** | （６）児童発達支援管理責任者は，放課後等デイサービス計画の作成に当たっては，通所給付決定保護者及び障害児に対し，当該放課後等デイサービス計画について説明し，文書によりその同意を得ているか。  （７）児童発達支援管理責任者は，放課後等デイサービス計画を作成した際には，当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。  （８）児童発達支援管理責任者は,課後等デイサービス計画の作成後,放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに，障害児について解決すべき課題を把握し，少なくとも６月に１回以上，放課後等デイサービス計画の見直しを行い，必要に応じて，当該放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。  （９）児童発達支援管理責任者は,モニタリングに当たっては，通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  　　二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  （10）放課後等デイサービス計画の変更については，（２）から（７）までの規定に準じて行っているか。  児童発達支援管理責任者は，17に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　　一　19に規定する相談及び援助を行うこと。  　　二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  指定放課後等デイサービス事業者は，常に障害児の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，障害児又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の心身の状況に応じ，障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって指導，訓練等を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　相談及び援助については，常に障害児の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより，積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。（解釈通知第三の３(18)） | ○個別支援計画  ○保護者に交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)から(7)に掲げる確認資料  ○相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）  ○他の従業者に指導及び助言した記録  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第６項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第７項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第８項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第９項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第27条第10項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第28条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第29条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第30条第１項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **21　社会生活上の便宜の供与等**  **22　緊急時等の対応**  **23　通所給付決定保護者に関する市町村への通知**  **24　管理者の責務** | （２）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに，社会生活への適応性を高めるよう，あらゆる機会を通じて支援を行っているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の適性に応じ，障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう，より適切に指導，訓練等を行っているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は，常時１人以上の従業者を指導，訓練等に従事させているか。  （５）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児に対して，当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により，指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導，訓練等を受けさせていないか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，教養娯楽設備等を備えるほか，適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。    　指定放課後等デイサービス事業所の従業者は，現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は，当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を，一元的に行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　画一的な支援を行うのではなく，障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか，スポーツ，文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。（解釈通知第三の３(21)①）  ○　障害児の家族に対し，当該事業所の会報の送付，当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。（解釈通知第三の３(21)②）  ○　障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は，運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき，医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたもの。（解釈通知第三の３(23)） | ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○同上  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○行事計画  〇緊急時対応マニュアル  〇ケース記録  〇事故等の対応記録  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第30条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第30条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第30条第４項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第30条第５項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第32条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第32条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第34条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第35条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第36条第１項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **25　運営規程** | （２）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は，当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第４章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。  　指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所ごとに，次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  　一　事業の目的及び運営の方針  　二　従業者の職種，員数及び職務の内容  　三　営業日及び営業時間  　四　利用定員  　五　指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  　六　通常の事業の実施地域  　七　サービスの利用に当たっての留意事項  八　緊急時等における対応方法  　九　非常災害対策  十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　十一　虐待の防止のための措置に関する事項  　十二　その他運営に関する重要事項 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 「利用定員」とは，指定放課後等デイサービス事業所において同時に指定放課後等デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。  　　なお，複数の指定放課後等デイサービスの単位が設置されている場合にあっては，当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。  　　また，「基準省令第11条に規定する「利用定員」」とは，異なる概念であることに留意すること。（解釈通知第三の３(26)②）  ○　「指定放課後等デイサービスの内容」とは，指導，訓練の内容はもとより，行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。（解釈通知第三の３(26)③）  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待防止に関する責任者の設置  イ　苦情解決体制の整備  ウ　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）  エ　基準第45条第２項第１号の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること（解釈通知第三の３(26)⑧） | ○出勤簿等  ○運営規程 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第36条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第37条準用  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **26　勤務体制の確保等** | （１）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児に対し，適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう，指定放課後等デイサービス事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所ごとに，当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。  （ただし，障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。）  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は，適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定放課後等デイサービス事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との業務関係等を明確にすること。（解釈通知第三の３(27)①）  ○　障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，第三者への委託等を行うことを認めている。（解釈通知第三の３(27)②）  ○　指定放課後等デイサービス事業所の従業者の資質の向上を図るため，研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。（解釈通知第三の３(27)③）  ○　基準第38条第４項は，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき，指定放課後等デイサービス事業者には，職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ，規定したものである。指定放課後等デイサービス事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定放課後等デイサービス事業者が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。また，障害児による従業者に対する問題行動については，従業者の就業環境が害されることを防止するため，従業者からの相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましい。さらに，障害児の問題行動が逓減し，障害児の心身が健やかに成長・発達等するよう支援をしていくことが必要であることに留意すること。  ア　指定放課後等デイサービス事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定放課後等デイサービス事業者が講ずべき措置の具体的な内容は，事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが，特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ 指定放課後等デイサービス事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への対応のための窓口をあらかじめ定め，従業者  に周知すること。  なお，パワーハラスメント防止のための指定放課後等デイサービス事業者の方針の明確化等の措置義務については，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により，中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は，令和４年４月１日から義務化となり，それまでの間は努力義務とされているが，適切な勤務体制の確保等の観点から，必要な措置を講じるよう努められたい。  イ　指定放課後等デイサービス事業者が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては，顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために，事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として，①相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。（解釈通知第三の３(27)④） | ○従業者の勤務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画，研修実施記録  〇就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第38条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第38条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第38条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第38条第４項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **27　業務継続計画の策定等** | （１）指定放課後等デイサービス事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

○　業務継続計画の策定等

①　基準第38条の２は，指定放課後等デイサービス事業者は，感染症や災害が発生した場合にあっても，利用者が継続して指定児童発達支援の提供を受けられるよう，指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに，当該業務継続計画に従い，従業者に対して，必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお，業務継続計画の策定，研修及び訓練の実施については，基準第38条の２に基づき指定放課後等デイサービス事業者に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また，感染症や災害が発生した場合には，従業者が連携して取り組むことが求められることから，研修及び訓練の実施にあたっては，全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

なお，業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において，３年間の経過措置を設けており，令和６年３月31日までの間は，努力義務とされている。

②　業務継続計画には，以下の項目等を記載すること。なお，各項目の記載内容については，「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また，想定される災害等は地域によって異なるものであることから，項目については実態に応じて設定すること。なお，感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ア　感染症に係る業務継続計画

ａ 平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等）

ｂ 初動対応

ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必要品の備蓄等）

ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等）

ｃ 他施設及び地域との連携

③　研修の内容は，感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに，平常時の対応の必要性や，緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために，定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに，新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また，研修の実施内容についても記録すること。なお，感染症の業務継続計画に係る研修については，感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

④　訓練（シミュレーション）においては，感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう，業務継続計画に基づき，指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認，感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお，感染症の業務継続計画に係る訓練については，感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。（解釈通知第三の３(28)）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第38条の２第１項準用  令３厚令10附則第３条  平24厚令15第71条  平24厚令15第38条の２第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第38条の２第３項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **28　定員の遵守**  **29　非常災害対策** | 指定放課後等デイサービス事業者は，利用定員及び指導訓練室の定員を超えて，指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。  （ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。）  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）指定児放課後等デイサービス事業者は，（２）の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　次に該当する利用定員を超えた障害児の受け入れについては，適正なサービスの提供が確保されることを前提とし，地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定放課後等デイサービス事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り，可能とする。  　①　1日当たりの障害児の数  　　ア　利用定員50人以下の場合  　１日の障害児の数が，利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。  イ　利用定員51人以上の場合  　１日の障害児の数が，利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に，100分の25を乗じた数に，25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。  ②　過去３月間の障害児の数  直近の過去３月間の障害児の延べ数が，利用定員に開所日数を乗じて得た数に，100分の125を乗じて得た数以下となっていること。（解釈通知第三の３(29)）  ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。（解釈通知第三の３(30)③）  ○　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは，火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行うこと。（解釈通知第三の３(30)④）  ○　指定放課後等デイサービス事業者が避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めるには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。（解釈通知第三の３(30)⑤） | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第39条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条第３項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **30　安全計画の策定等**  **31　自動車を運行する場合の所在の確認**  **32　衛生管理等** | （１）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の安全の確保を図るため，指定放課後等デイサービス事業所ごとに，当該指定放課後等デイサービス事業所の設備の安全点検，従業者，障害児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導，従業者の研修及び訓練その他指定放課後等デイサービス事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，従業者に対し，安全計画について周知するとともに，（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対　し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行っているか。  （１） 指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは，障害児の乗車及び降車の際に，点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により，障害児の所在を確認しているか。  （２）　指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない    いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※経過措置（（１）～（４）について，令和６年3月31日までは，努力義務。）  ※経過措置（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは，令和６年3月31日までの間，備えないことができる。）  ○　特に，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。  （留意点）  ①　指定放課後等デイサービス事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じ保健所の助言，指導を求めるとともに，密接な連携を保つこと。  　②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。 | ○安全計画に関する書類  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○保護者に周知したことが分かる書類  ○安全計画に関する書類  ○自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類  ○見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理に関する書類  ○同上  〇委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第40条の２第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条の２第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条の２第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条の２第４項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条の３第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第40条の３第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第41条第１項準用  平24厚令15第41条第２項準用  令３厚令10附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **33　協力医療機関** | ③　当該指定児放課後等デイサービス事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  指定放課後等デイサービス事業者は，障害児の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  （解釈通知第三の３(31)①）  ○　基準第48条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定児童発達支援事業所等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），事務長，医師，看護職員，児童指導員，栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，入所者の状況など指定児童発達支援事業所の状況に応じ，おおむね３月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお，感染対策委員会は，運営委員会など指定児童発達支援事業所の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが，関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また，指定児童発達支援事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定児童発達支援事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては，指定児童発達支援事業所内の衛生管理（環境の整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等），日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，医療処置，行政への報告等が想定される。また，発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定児童発達支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，指定児童発達支援事業所の指針が周知されるようにする必要がある。  また，研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定児童発達支援事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指定児童発達支援事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。（解釈通知第三の３(31)②） | 〇研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○協力医療機関の契約書又は確約書 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第42条準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **34　掲示**  **35　身体拘束等の禁止** | 指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定放課後等デイサービス事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定放課後等デイサービス事業所に備え付け,かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスの提供に当たっては，障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。    （３）指定放課後等デイサービス事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　掲示  ①　指定放課後等デイサービス事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，協力医療機関，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定児童発達支援事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。（解釈通知第三の３(33)） | ○事業所の掲示物  又は備え付け閲覧物  ○個別支援計画  ○身体拘束マニュアル  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第43条第１項・第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第44条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第44条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第44条第３項準用  令３厚令10附則第５条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **36　虐待等の禁止** | （１）指定放課後等デイサービス事業所の従業者は，障害児に対し，児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定放課後等デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定放課後等デイサービス事業所において，従業者に対し，虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　身体拘束等の禁止  　①　障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定児童発達支援事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　指定児童発達支援事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定児童発達支援事業所における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。  なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。（解釈通知第三の３(34)） | ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記録，虐待防止マニュアル等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○委員会議事録  ○従業者に周知したことが分かる書類  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者が配置されていることが分かる書類（辞令,人事記録等） | 平24厚令15第71条  平24厚令15第45条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第45条第２項準用  令３厚令10附則第２条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **37　秘密保持等** | （参考）児童虐待の防止等に関する法律（第２条）  １　児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること  ２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること  ３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による前２号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること  ４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと  （１）指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者  は，正当な理由がなく，その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，指定障害児入所施設等，指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して，障害児又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　虐待等の禁止  ①　虐待防止委員会の役割は，  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修，労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり，指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合，事案検証の上，再発防止策を検討，実行）  の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては，構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり，虐待防止委員会の構成員には，利用者やその家族，専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが，委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお，虐待防止委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが，身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定児童発達支援事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，虐待の防止のための対策について，事業所全体で情報共有し，今後の未然防止，再発防止につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には，次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合，当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，虐待の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，虐待の発生時の状況等を分析し，虐待の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに，当該様式に従い作成された内容を集計，報告し，分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に，その効果について検証すること。  ②　指定児童発達支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては，虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，指針を作成した事業所においては当該指針に基づき，虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，指定児童発達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し，定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施は，施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条同項第３号の虐待防止のための担当者については，児童発達支援管理責任者等を配置すること。（解釈通知第三の３(35)）  ○　指定放課後等デイサービス事業者は，当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じること。（解釈通知第三の３(37)②）  ○　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定放課後等デイサービス事業者は，あらかじめ，文書により障害児又はその家族から同意を得ること。  　なお，この同意は，サービス提供開始  時に支給決定保護者等から包括的な同  意を得ておくことで足りる。（解釈通知第三の３(37)③） | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第47条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第47条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第47条第３項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **38　情報の提供等**  **39　利益供与等の禁止**  **40　苦情解決** | （１）指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が，これを適切かつ円滑に利用できるように，当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。  (１）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等），障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児相談支援事業者等，障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から，障害児又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，その提供した指定放課後等デイサービスに関し，法第21条の５の22第１項の規定により県知事（児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して県知事等が行う調査に協力するとともに，県知事等から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定放課後等デイサービス事業者は，県知事等からの求めがあった場合には，（３）の改善の内容を県知事等に報告しているか。 | いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  　　当該措置の概要については，通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。  (解釈通知第三の３(39)①)  ○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。(解釈通知第三の３(39)②) | ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット  ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村又は県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第48条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第48条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第49条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第49条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第50条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第50条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第50条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第50条第４項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **41　地域との連携等**  **42　事故発生時の対応**  **43　会計の区分**  **44　記録の整備** | （５）指定放課後等デイサービス事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  　指定放課後等デイサービス事業者は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は，速やかに県，市町村，当該障害児の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定放課後等デイサービス事業者は，指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに，指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定放課後等デイサービスを提供した日から５年間保存しているか。  　　一　11(１)により規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の（サービスの）提供の記録  二　放課後等デイサービス計画  　　三　23に規定する（通所給付決定保護者に関する）市町村への通知に係る記録  　　四　35(２)に規定する身体拘束等の記録  　　五　40(２)に規定する苦情の内容等の記録  六　42(２)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置  についての記録 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定放課後等デイサービス事業者は，地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。（解釈通知第三の３(40)①）  ○　障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について，あらかじめ定めておくことが望ましい。（解釈通知第三の３(41)①）  ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。（解釈通知第三の３(41)②）  ○　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。（解釈通知第三の３(41)③） | ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記一から六までの書類 | 平24厚令15第71条  平24厚令15第50条第５項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第51条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第52条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第52条第２項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第52条第３項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第53条準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第54条第１項準用  平24厚令15第71条  平24厚令15第54条第２項準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **該当サービス** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **45 電磁的記録等**  **第５　共生型障害児通所支援に関する基準**  **１　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準**  **２　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準** | （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（３の（１）の受給者証記載事項又は７の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（共生型放課後等デイサービス）の事業を行う指定生活介護事業者が，当該事業に関して次の基準を満たしているか。  　一　指定生活介護事業所の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。  　二　共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者  又は指定地域密着型通所介護業者（指定通所介護事業者等）が，当該事業に関して次の基準を満たしているか。  　一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を，指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。  　二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が，当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | 〇電磁的記録簿冊  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○平面図【目視】  ○利用者数が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項  法第21条の５の17  平24厚令15第71条の２  平24厚令15第54条の２準用  平24厚令15第71条の２  平24厚令15第54条の３準用  平11厚令37  平18厚令34 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **３　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準** | 三　共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者，指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が，当該事業に関して次の基準を満たしているか。  　一　指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護，共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては，18人）以下とすること。  二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護，指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，12人）までの範囲とすること。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 |   　三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。  　四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。  五　共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため，障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同上  ○平面図【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第71条の２  平24厚令15第54条の４準用  平18厚令34  平18厚令36  平18厚令171  平24厚令15第72条の２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　準用**  **５　電磁的記録等**  **第６　基準該当通所支援に関する基準**  **１　従業者の員数** | （平成24年厚生労働省令第15号第7条，第8条，第12条から第22条まで，第24条から第30条まで，第32条，第34条から第45条まで，第47条から第50条まで，第51条第1項，第52条から第54条の４まで，第65条及び第70条の規定を準用）  （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は,作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。  （１）放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（基準該当放課後等デイサービス）の事業を行う者（基準該当放課後等デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当放課後等デイサービス事業所）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  一　児童指導員又は保育士　基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数以上  イ　障害児の数が10までのもの　２以上  ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  二　児童発達支援管理責任者　１以上 | 該当する・しない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○同準用項目と同一文書  ○電磁的記録簿冊  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 平24厚令15第71条の２  平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項  法第21条の５の４第１項第２号  平24厚令15第71条の３第１項  平24厚令15第71条の３第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　設備**  **３　利用定員**  **４　準用**  **５　電磁的記録等** | （１）基準該当放課後等デイサービス事業所は，指導訓練を行う場所を確保するとともに，基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  （２）（１）に規定する指導訓練を行う場所は，訓練に必要な機械器具等を備えているか。  （３）（１）に規定する設備及び備品等は，専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものであるか。（ただし，障害児の支援に支障がない場合は，この限りでない。）  基準該当放課後等デイサービス事業所は，その利用定員を10人以上としているか。  （平成24年厚生労働省令第15号第７条，第12条から第22条まで，第25条第２項，第26条から第30条まで，第32条，第34条から第45条まで，第47条から第50条まで，第51条第１項，第52条から第54条まで，第54条の10から第54条の12まで，第65条及び第70条（第１項を除く。）の規定を準用）  （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は,作成,保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○同上  ○同上  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○同準用項目と同一書類  〇電磁的記録簿冊 | 平24厚令15第71条の４第１項  平24厚令15第71条の４第２項  平24厚令15第71条の４第３項  平24厚令15第71条の５  平24厚令15第71条の６  平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第７　多機能型事業所に関する特例**  **１　従業者の員数に関する特例** | （１）指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（３）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  　　　一　児童指導員又は保育士　指定通所支援の単位（指定通所支援であって，その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数以上  　　　　イ　障害児の数が10までのもの　２以上  　　　　ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　　　二　児童発達支援管理責任者　１以上  （２）（１）の各号に掲げる従業者のほか，多機能型事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ置かれているか。  ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。  一　医療機関等との連携により。看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  二　指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  三　当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合  （３）（２）の規定に基づき,機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 | いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　多機能型事業所に配置とされる従業者については，当該多機能型事業所（指定通所支援事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし，各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務が可能であること。 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上 | 法第21条の５の19  平24厚令15第80条第１項  （第66条第１項適用）  平24厚令15第80条第１項  （第66条第2項）  平24厚令15第80条第１項  （第66条第３項適用） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項委** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　設備に関する特例**  **３　利用定員に関する特例** | （４）利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は，第２の１の（４）の規定にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者，嘱託医及び管理者を除く。）のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。  多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。  (１）多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は，第４の１の規定にかかわらず，その利用定員を，当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。  （２）利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は，第４の１の規定にかかわらず，指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業，指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては，これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。  （３）（１）及び（２）の規定にかかわらず，主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は，第４の１の規定にかかわらず，その利用定員を５人以上とすることができる。  （４）（２）の規定にかかわらず，多機能型事業所は，主として重度の知的障害及び重度の上肢，下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては，第４の１の規定にかかわらず,その利用定員を，当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  （５）離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」のうち，将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については，（２）中「20人」とあるのは，「10人」とする。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など，サービス提供に支障があると認められる場合については，この限りではない。 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚令15第80条第２項  平24厚令15第81条  平24厚令15第82条第１項  平24厚令15第82条第２項  平24厚令15第82条第３項  平24厚令15第82条第４項  平24厚令15第82条第５項  平24厚告232 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項委** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　電磁的記録等**  **第８　変更の届出等**  **第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い**  **１　基本事項** | （１）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(２)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて　は，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。  （１）指定放課後等デイサービス事業者は，当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき，又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは，児童福祉法施行規則で定めるところにより，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定放課後等デイサービス事業者は，当該指定放課後等デイサービスの事業を廃止し，又は休止しようとするときは，児童福祉法施行規則で定めるところにより，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）放課後等デイサービスに要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第３により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （２）（１）の規定により，放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において，その額に一円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○電磁的記録簿冊  ○変更届（控）  ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚令15第83条第１項  平24厚令15第83条第２項  法第21条の５の20第３項  施行規則第18条の35第１項～第３項  法第21条の５の20第４項  施行規則第18条の35第４項  法第21条の５の３第２項  平24厚告122の一  平24厚告128  平24厚告122の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　放課後等デイサービス給付費（授業終了後に行う場合）**  **(休業日に行う場合)** | （１）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）及び重症心身障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合については,学校(幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児（就学児）に対し，授業終了後に指定放課後等デイサービスの単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第66条第５項に規定する指定放課後等デイサービスの単位。）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）については平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の八に適合するものとして県知事に届け出たものに限る。）において，指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス）を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （１の２）共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行う場合については，就学児に対し，授業終了後に，平成24年厚生労働省告示第269号の八の二に適合するものとして県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう）を行う事業所（共生型放課後等デイサービス事業所）において，共生型放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （１の３）基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）及び（Ⅱ）を授業の終了後に行う場合については，就学児に対し，授業終了後に，平成24年厚生労働省告示第269号の八の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう）において基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう）を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合，共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）及び重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合については，就学児に対し，休業日に，指定放課後等デイサービスの単位（障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合，共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）については，平成24年厚生労働省告示第269号の八のイ及びハに適合するものとして県知事に届け出たものに限る。）において，指定放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の１の注１  平24厚令15第66条第５項  平24厚告269の八  平24厚告122別表第３の１の注１の２  平24厚告269の八の二  平24厚告122別表第３の１の注１の３  平24厚告269の八の三  平24厚告122別表第３の１の注２  平24厚告269の八のイ及びハ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（減算が行われる場合）** | （２の２）共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行う場合については，就学児に対し，休業日に，平成24年厚生労働省告示第269号の八の二に適合するものとして県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において，共生型放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２の３）基準該当型放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を休業日に行う場合については，就学児に対し，休業日に，平成24年厚生労働省告示第269号の八の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において，基準該当放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （３）指定放課後等デイサービス，共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分以下のものについては，放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条，第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に基づき，周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が必要であると市町村が認めた就学児に対し，指定放課後等デイサービス等を行った場合に，算定しているか。  （４）放課後等デイサービス給付費の算定に当たって，次のいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　　①　障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の三のイ又はロの表の上欄に該当する場合  「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」で同表下欄に定める割合  　　②　指定放課後等デイサービスの提供に当たって，放課後等デイサービス計画が作成されていない場合  　　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  　　　（一）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  　　　（二）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50  ③　指定放課後等デイサービス等の提供に当たって，指定通所基準第71条，第72条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○放課後等デイサービス計画  ○市町村が認めたことが分かる資料  ○２の２と同じ | 平24厚告122別表第３の１の注２の２  平24厚告第269の八の二  平24厚告122別表第３の１の注２の３  平24厚告122別表第３の１の注３  平24厚令15第27条  平24厚令15第71条，第71条の２，第71条の６準用  平24厚告122別表第３の１の注４  平24厚告271の三のイ，ロ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **(開所時間減算)**  **（身体拘束廃止未実施減算）**  **（児童指導員等加配加算）** | （５）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除  く。），重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合，共生型放課後等デイサービス給付費について休業日に行う場合又は基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）について休業日に行う場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって，営業時間（指定放課後等デイサービス事業所，共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）（指定放課後等デイサービス事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を，みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合はこれに準ずるもの。）が，平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の三のハの表の上欄に該当する場合には，所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た数を算定しているか。  　　【減算の割合】  　　　営業時間が４時間以上６時間未満である場合　100分の85  　　　営業時間が４時間未満である場合　　100分の70  （６）指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって，指定通所基準第71条又は第71条の２において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は，１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。  　　　ただし，令和５年３月31日までの間は，指定通所基準第71条又は第71条の２において準用する指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても，減算していないか。  （７）常時見守りが必要な就学児~~等~~に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため  に，放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（（８）の加算を算定している場合は，当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，保育士若しくは平成24年厚生労働省告示第270号の七に定める基準に適合する専門職員（理学療法士等），児童指導員，手話通訳士，手話通訳者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号の七の二に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において，指定放課後等デイサービスを行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合  　①　理学療法士等を配置する場合  ②　児童指導員等を配置する場合  ③　その他の従業者を配置する場合  　　ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合  　　　①　理学療法士等を配置する場合  　　　②　児童指導員等を配置する場合  　　　③　その他の従業者を配置する場合 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の１の注５  平24厚告271の三のハ  平24厚告122別表第３の１の注６  平24厚告122別表第３の１の注７  平24厚告270の七，七の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **（専門的支援加算）**  **（看護職員加配加算）** | （８）理学療法士等（保育士を除く。以下この項において同じ。）必要な就学児に対する支援及び就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために，放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は，児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業員の員数も含む。）に加え，理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において，指定放課後等デイサービスを行った場合に，利用定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，（４）の②を算定している場合は，加算していないか。  イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合  ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合  （９）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の十に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において，指定放課後等デイサービスを行った場合に，看護職員加配加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は，次に掲げるその他の加算を算定していないか。  　　イ　看護職員加配加算（Ⅰ）  　　　①　利用定員が５人の場合　400単位  　　　②　利用定員が６人の場合　333単位  　　　③　利用定員が７人の場合　286単位  　　　④　利用定員が８人の場合　250単位  　　　⑤　利用定員が９人の場合　222単位  　　　⑥　利用定員が10人の場合　200単位  　　 ⑦　利用定員が11人以上の場合　133単位  　　ロ　看護職員加配加算（Ⅱ）  ①　利用定員が５人の場合　800単位  　　　②　利用定員が６人の場合　666単位  　　　③　利用定員が７人の場合　572単位  　　　④　利用定員が８人の場合　500単位  　　　⑤　利用定員が９人の場合　444単位  　　　⑥　利用定員が10人の場合　400単位  　　　⑦　利用定員が11人以上の場合　266単位 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告122別表第３の１の  注８  平24厚告122別表第３の１の注９  平24厚告269の十 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （**共生型サービス体制強化加算）**  **３　家庭連携加算**  **３の２　事業所内相談支援加算**  **４　利用者負担上限額管理加算** | （10）共生型放課後等デイサービス給付費については，児童発達支援管理責任者，保育士又は児童指導員を１以上配置し，地域に貢献する活動を行っているものとして県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において，共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に，１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は，次に掲げるその他の加算を算定していないか。  イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１人以上配置した場合　　181単位  ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合　103単位  ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合　　78単位  　指定放課後等デイサービス事業所等において，指定通所基準第66条，第71条の２において準用する指定通所基準第54条の２第１号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第71条の３の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（放課後等デイサービス事業所等従業者）が，放課後等デイサービス計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に，１月につき４回を限度として，その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。  （１）事業所内相談支援加算（Ⅰ）については，指定放課後等デイサービス事業所等において，放課後等デイサービス事業所等従業者が，放課後等デイサービス計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，就学児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に，１月につき１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，同一日に３の家庭連携加算又は（２）の事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。  （２）事業所内相談支援加算（Ⅱ）については，指定放課後等デイサービス事業所等において，放課後等デイサービス事業所等従業者が，放課後等デイサービス計画に基づき，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，就学児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に，１月につき１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，同一日に３の家庭連携加算を算定している場合に算定していないか。  指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け，通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の１の注10  平24厚告122別表第３の２の  注  平24厚告122別表第３の２の  ２の注  平24厚告122別表第３の３の  注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **５　福祉専門職員配置等加算** | （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の２において準用する指定通所基準第54条の２第１号，第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者(共生型放課後等デイサービス事業所従業者）のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において，指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については，指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において，指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。  （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において，指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  　　　ただし，この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。  　 ①　 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち，常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  　 　②　 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち，３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援  及び基準該当施設に要する費用の算定に関  する基準（平成24年３月14日厚生労働省  告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生労  働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の４の注１  平24厚告122別表第３の４の注２  平24厚告122別表第３の４の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **６　欠席時対応加算** | （１）欠席時対応加算（Ⅰ）については，指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児~~等~~が，あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に，急病等によりその利用を中止した場合において，放課後等デイサービス事業所等従業者が，就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該就学児の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度とし  て，所定単位数を算定しているか。  ただし，重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において１月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は，１月につき８回を限度として，所定単位数を算定しているか。  （２）欠席時対応加算（Ⅱ）については，指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が，指定放課後等デイサービス等を利用した日において，急病等により，その利用を中断し，利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において，放課後等デイサービス事業所等従業者が，当該就学児の状況，当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に，所定単位数を算定しているか。  ただし，２の（３）に規定する就学児については，放課後等デイサービス給付費を算定している場合は，算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告122別表第３の５の注１  平24厚告122別表第３の５の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **７　特別支援加算** | 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の十一に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の八に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に，当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児１人に対し，１日につき所定単位を加算しているか。  ただし，２の（７）のイの①若しくはロの①若しくは（８）のイを算定している場合又は２の（10）のイ若しくはロを算定していない場合は，加算していないか。  （※①の施設基準：次のイ～ハまでに掲げる基準に適合すること。）  イ　理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は心理指導担当職員，看護職員等を配置していること。  ただし，障害児が難聴児である場合は，言語聴覚士を除き，重症心身障害児である場合は理学療法士，作業療法士及び言語聴覚士を除く。  ロ　心理指導担当職員は，大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。  　ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること    (※②の基準：次のイ～ニまでに掲げるいずれにも該当すること。)  イ　特別支援加算の対象となる障害児に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ，自立生活に必要な日常生活動作，運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し，当該特別支援計画に基づき適切に訓練又は心理指導を行うこと。  ロ　特別支援計画の作成後においては，その実施状況の把握を行うとともに，加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し，必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。  ハ　特別支援計画の作成又は見直しに当たって，加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し，当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに，その同意を得ること。  ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 | いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　次に該当する場合は，当該加算は算定できないものであること。  ア　通所報酬告示第１の１のロを算定している事業所において，言語聴覚士による訓練を行う場合  イ　通所報酬告示第１の１のハを算定している事業所又は通所報酬告示第１の１のホを算定している事業所において，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合  ウ　児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く）を配置している場合  ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録 | 平24厚告122別表第３の６の注  平24厚告269の十一  平24厚告270の八 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **７の２　強度行動障害児支援加算**  **８　個別サポート加算** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の八の二に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し，平成24年厚生労働省告示第270号の八の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において，当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は，加算していないか。  （１）個別サポート加算（Ⅰ）については，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の八の四に適合する心身の状態にある就学児に対し，指定放課後等デイサービス事業所等において，指定放課後等デイサービス等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は，加算していないか。  （２）個別サポート加算（Ⅱ）については，要保護児童又は要支援児童であって，その保護者の同意を得て，児童相談所その他公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し，指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し，指定放課後等デイサービス事業所等において，指定放課後等デイサービス等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の６の２の注  平24厚告270の八の二  平24厚告270の八の三  平24厚告122別表第３の７注１  平24厚告270の八の四  平24厚告122別表第３の７注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **９　医療連携体制加算** | （１）医療連携体制加算(Ⅰ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ，当該看護職員が就学児に対して１時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた就学児に対し，１回の訪問につき８人の就学児を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)又は第３の１のハを算定している就学児については，算定していないか。  （２）医療連携体制加算(Ⅱ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ，当該看護職員が就学児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた就学児に対し，１回の訪問につき８人の就学児を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)又は第３の１のハを算定している就学児については，算定していないか。  （３）医療連携体制加算(Ⅲ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ，当該看護職員が就学児に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた就学児に対し，１回の訪問につき８人の就学児を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)又は第３の１のハを算定している就学児については，算定していないか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の８の注１  平24厚告270の八の四  平24厚告122別表第３の８の注２  平24厚告122別表第３の８の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （４）医療連携体制加算(Ⅳ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ，当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して４時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた就学児に対し，１回の訪問につき８人の就学児を限度として，当該看護を受けた就学児の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，医療連携体制加算(Ⅰ) から(Ⅲ)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の  (一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)若しくは第３の１のハを算定している就学児については，算定していないか。  この場合において，スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が３人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては，平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)又は第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)を算定することを原則としているか。  （５）医療連携体制加算(Ⅴ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ，当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して４時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた就学児に対し，１回の訪問につき８人の就学児を限度として，当該看護を受けた就学児の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，医療連携体制加算(Ⅲ)又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)若しくは第３の１のハを算定している就学児については，算定していないか。  この場合において，スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が３人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては，平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)又は第３の1のロの(1)，(2)若しくは(3)を算定することを原則としているか。 | いる・いない  いない・いる    いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支  援及び基準該当施設に要する費用の算定  に関する基準（平成24年３月14日厚生労  働省告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官  が定める児童等（平成24年３月30日厚生  労働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告122別表第３の８の注４  平24厚告122別表第３の８の注５ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **10　送迎加算** | （６）医療連携体制加算(Ⅵ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に，当該看護職員１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)又は第３の１のハを算定している場合に算定していないか。  （７）医療連携体制加算(Ⅶ) については，喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従事者が，医療機関等との連携により，喀痰吸引等を行った場合に，就学児１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の　　(一) ，(二)若しくは(三)，第３の1のロの(1)，(2)若しくは(3)又は第３の1のハを算定している就学児については，算定していないか。  （１）障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合については，就学児（重症心身障害児を除く。）に対して，その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （１の２）障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合及び平成24年厚生労働省告示第122号別表第３の１のイの(1)の(一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のイの(2)の  (一) ，(二)若しくは(三)，第３の１のロの(1)，(2)若しくは(3)を算定している指定放課後等デイサービス事業所において，当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い，喀痰吸引等が必要な障害児に対して，その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。  （２）重症心身障害児に対して行う場合については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の十一の二に適合するものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において，就学児(重症心身障害児に限る。)に対して，その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援  及び基準該当施設に要する費用の算定に関  する基準（平成24年３月14日厚生労働省  告示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める  一単位の単価（平成24年３月24日付厚生  労働省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定  める施設基準（平成24年３月30日付厚生  労働省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生労  働省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の８の注６  平24厚告122別表第３の８の注７  平24厚告122別表第３の９の注１  平24厚告122別表第３の９の注１の２  平24厚告122別表第３の９の注２  平24厚告269の十一の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **11　延長支援加算**  **11の２　関係機関連携加算** | （３）障害児(重症心身障害児を除く)に対して行う場合及び重症心身障害児に対して行う場合については，指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって，指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の十二に適合するものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において，就学児に対して，放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に，当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し，就学児の障害種別に応じ，当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。  （※次の(１)～(２)に掲げる基準にいずれにも適合すること。）  （１）運営規程に定める営業時間が８時間以上であり，営業時間の前後の時間において指定放課後等デイサービスを行った場合に，所定単位数を算定している。  （２）延長時間帯に基準の規程より置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）が１名以上配置されている。  （１）関係機関連携加算(Ⅰ) については，就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し，小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  ただし，共生型放課後等デイサービス事業所については第９の２の（10）のイ又はロを算定していない場合に算定していないか。  （２）関係機関連携加算(Ⅱ) については，就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため，あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て，就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に，１回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援  及び基準該当施設に要する費用の算定に関  する基準（平成24年３月14日厚生労働省告  示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める一  単位の単価（平成24年３月24日付厚生労働  省告示128号）」によること。  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定め  る施設基準（平成24年３月30日付厚生労働  省告示269号）」によること。  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生労働  省告示第270号）」によること。 | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の９の注３  平24厚告122別表第３の10の注  平24厚告269の十二  平24厚告122別表第３の10の２の注１  平24厚告122別表第３の10の２の注２ |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **主眼事項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| **11の３　保育・教育等移行支援加算**  **12　福祉・介護職員処遇改善加算**  **13　福祉・介護職員等特定処遇改善加算** | 障害児の有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で，地域において保育，教育等を受けられるよう支援を行ったことにより，指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うこととなった障害児に対して，退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に，１回を限度として所定単位数を加算しているか。  ただし，当該障害児が，退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は，加算していないか。  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の九に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く13において同　　じ。）が，就学児に対し，指定放課後等デイサービス等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年３月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  ２から11の３までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数  　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  ２から11の３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  ２から11の３までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所~~等~~若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が，就学児に対し，指定放課後等デイサービス等を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては，次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）  　２から11の３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）  ２から11の３までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | |
|  | | | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。（以下同じ）  ※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援  及び基準該当施設に要する費用の算定に関  する基準（平成24年３月14日厚生労働省告  示第122号）」  ※関連告示：「こども家庭庁長官が定める一  単位の単価（平成24年3月24日付厚生労働  省告示128号）」  ※施設基準告示：「こども家庭庁長官が定め  る施設基準（平成24年３月30日付厚生労働  省告示269号）」  ※平24厚告270号：「こども家庭庁長官が  定める児童等（平成24年３月30日厚生労働  省告示第270号）」  ※「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・  介護職員処遇改善特別加算に関する基本的  考え方並びに事務処理手順及び様式例の提  示について（平成31年3月26日付け障障発  第0326号厚生労働省社会・援護局障害保健  福祉部障害福祉課長通知）」 | | | ○障害児通所給付費請求書(控)  ○障害児通所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○放課後等デイサービス計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告122別表第３の10の３の注  24厚告122別表第３の11の注  平24厚告270の九  平24厚告270の二準用  平24厚告122別表第３の~~13~~12の注  平24厚告270の十  平24厚告270の三準用 | |  | |

【空　　白】

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | | **非常災害対策等自主点検表** |   ※　対象事業者  ・　指定放課後等デイサービス事業者 |
| 【目　　　　 　　次】   |  | | --- | | 非常災害対策等 |     １　防災体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０  ２　防災訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４  　　(参考) １　防災設備の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６  　　　　　 ２　防災訓練の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７ |
| 【 記 入 要 領 】  １　各事項について自主点検を行い,その結果について「自己評価」欄の該当項目を○印で囲んでください。  ２　該当しない事項,又は前年度事例がない場合は，「自己評価」欄を二重線で消してください。  ３　特に期日の指定がない事項については,前年度又は本表提出時直近月の状況について記入してください。  ４　判断困難な設問が多数ある場合は,事前に判断困難な理由を整理し,実地指導時若しくは所管地域振興局・支庁の地域保健福祉課に問い合わせてください。  ５　「着眼点」の欄が不足するときは,別葉に記入して添付してください。  ６　添付資料については,Ａ４版（監査資料サイズ）に統一してください。  　　なお,規程等について既に印刷物がある場合は印刷物で可  ７　関係のないページは記入する必要はありませんので,その場合は未記入のまま提出してください。  また,一つの項目においてページ等の関係で２枚以上になる場合のページは,枝番を付けてください。  ８　各調書に類似した「着眼点」がある場合も,それぞれに記入してください。 |
| 【 根 拠 法 令 等 】  (1) 消防法（昭和23年法律第186号）  (2) 消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）  (3)　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（（本文中では，「基準省令」と記載）  (4) 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例  （平成25年県条例第35号）（本文中では，「県条例」と記載） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己点検 |
| １ 防災体制の状況 | (1) 防火管理者を定めなければならない事業所であるか。  (2) (1)で「ある」場合，防火管理者は,有資格者が選任され,届出をしているか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職　名 |  | 氏　名 |  | | 届　　出  年 月 日 | 年　　月　　日 | | |     (3) 防火安全対策計画(消防計画)を作成（消防計画に変更があった場合は見直しを）しているか。  また，防火管理者を定めなければならない事業所においては，これを消防署に届け出ているか。   |  |  | | --- | --- | | 届 出 年 月 日 | 年　　月　　日 |   (4) 防火安全対策計画に火災，震災，風水害その他の当該地  域の周辺の地域において想定される非常災害に対する防災  対策が盛り込まれているか。  　　 また，マニュアル等が作成されているか。  (5) 防火安全対策計画（役割分担を含む。）は，入所者及び職員の見やすい場所に掲示されているか。  (6) 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制は整備されているか。 | ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　防火管理者を定めなければならない事業所  【消防法施行令　別表１】   1. 「(六)-ハ-(5)」   次のうち，収容人員が30人以上の事業所  ・指定児童発達支援事業所  ・指定放課後等デイサービス事業所  ※　収容人員  従業者の数と，老人，乳児，幼児，身体障害者，知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定  ○ 防火管理者の交替があった場合は,所轄の消防機関に届け出ること。  ○ 増築等があった場合，消防計画の見直しを行い，消防計画の変更を行うこと。  　　また，消防計画は最新のものを整備しておくこと。  ○ 消防計画，防火管理者の届出書類は，必ず所轄消防署の受付印が押印されているものを保管すること。  ○ 事業者が定める非常災害に関する具体的計画は，火災，震災，風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。  ○　事業者は，第１項の具体的計画の概要を当該事業所において障害児及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。  〇　消防計画の概要：非常対策編成表，緊急連絡網，避難場所避難誘導路及び消防用設備配置場所）  ○ 最新の職員配置で作成しておくこと。部署ごとに責任者名を掲示しておくこと。  ○ 事業者は，非常災害時における当該施設に入所している者の安全を確保するため，地域の自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第５条第２項の自主防災組織をいう。)及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。 | ○防火管理者選任届出書（控）  ○防火管理者講習修了証書  ○消防計画作成 (変更)届出書控  ○避難誘導マニュアル等 | ○消防法施行令第１条の２，別表１（六）  ○消防法第８条  ○消防法施行令第３条同4条  ○基準省令第40条  （準用　第64条，第71条の４  ○消防法施行令第３条の２  ○県条例第４条第１項  ○県条例第４条第２項  ○県条例第４条第３項  ○社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭和55年１月16日社施第５号)第４-２ | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己点検 |
|  | (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。  ※９６ページに防災設備の整備状況を記入  (8) また，これらの設備について，専門業者により法定点検が行われ，記録を整備しているか。  　業者委託による点検状況   |  |  | | --- | --- | | 実 施 年 月 日 | 年　月　　日 | | 年　月　　日 | | 消防署への報告年月日 | 年　月　　日 |   (9) 消防設備等の前及び避難路に物品などが置かれていないか等,自主点検を行い記録を整備しているか。  (10) 重油，灯油及びプロパンガス（ＬＰＧ）等の管理は適切であるか。  (11) 消防署の立入検査がいつあったか。   |  |  | | --- | --- | | 消防署立入検査実施年月日 | 年　　月　　日 |   (12) 消防署の立入検査で指摘があった事項について，改善がなされているか。   |  | | --- | | (指摘内容) | | (指摘に対する改善状況) |   (13) 職員及び入所者に対し，火気の取扱い，出火等災害発生の際の心構え等の防災教育を実施しているか。  (14) 非常時及び夜間・休日における連絡・避難体制は整備されているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 法定点検の結果を，消防署へ報告すること。  （点検期間）  機器(外観・機能)点検… ６か月毎  総合点検… １年毎  ○ チェックリスト等を作成し，自主点検を行うこと。  ○ 非常口に物品等が置かれ，避難に支障がないこと。  ○ 指摘がない場合でも，検査状況・講評等を記録し，日常の自主点検等に生かすこと。  ○ 常日頃から防災に対しての意識の高揚に努めること。  ○ 夜間・休日における防火管理体制を明確にしていること。  ① 災害時の役割分担の徹底・明確化  ② 連絡先の明確化   * 特に夜間時等の協力を依頼すること。 | ○消防用設備等点検結果報告書  ○消防設備自主点検表 | ○基準省令第40条  (準用第64条，第71条の４）  ○消防法施行規則第31条の６  (Ｈ16.５.31付消防庁告示第９号) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　眼　　　　　点 | 自己点検 |
| ２　防災訓練の実施状況 | (1) 消火訓練及び避難訓練を実施しているか。  ※９７ページに防災訓練の実施状況を記入  (2) (1)の訓練を実施する場合には，あらかじめその旨を消防機関に届け出ているか。  (3) 訓練時には，消防署の立会協力を得ているか。  (4) 訓練後の消防署の講評についても，記録しているか。  (5) 訓練結果について検討を行い，次回の訓練及び消防計画等に反映させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 災害に備え,普段からやっておきたいこと。  ・施設行事・イベントの地域開放  ・施設ロビー,食堂の地域開放  ・施設運営ボランティアの活用  ・災害時ボランティアの事前登録  ・災害時協力井戸の確保  ・施設運営関連業務委託業者との災害時協力協定の締結  ○ 市町村関係機関及び地域の自主防災組織と連携した訓練・地域防災計画及びハザードマップ等に基づいた効果的な防災訓練等の実施又は地元自治体等が実施する訓練等に参加に努めること。  (消火訓練及び避難訓練の実施)  ・児童発達支援センター　月１回  ・防火管理者を選任し届出た施設 年２回  ・その他の施設　　　　　年１回 | ○各消防機関が消防計画書で定める所定の様式  (消火訓練・避難訓練通知書等) |  |  |
| ○基準省令第40条，64条，第71条の４  ○消防法施行規則第３条第10項，11項  ○社会福祉施設における防災対策の強化に ついて（S58.12.17社施第121号）  ○社会福祉施設における火災予防対策につ いて（S61.８.29社施第91号）  ○社会福祉施設における防火安全対策の強 化について（S62.９.18社施第107号） | |
|  |  |

**（　参　考　）**

**１　防災設備の整備状況　　（９２ページ参照）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施　　設　　・　　設　　備 | | 消防法令に  よる設備義  務の有無 | 整　備　状　況 |
| 防  火  設  備 | 避難階段  避難口（非常口）  居室，廊下，階段等の内装材料  防火戸，防火シャッター | 有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無 | 有（　箇所）・ 無  有（　箇所）・ 無  適　　　・　不適  有（　箇所）・ 無 |
| 消  防  用  設  備 | 消火器又は簡易消火用具  屋内消火栓設備  スプリンクラー設備  屋外消火栓設備  自動火災報知設備  ガス漏れ火災警報設備  漏電火災警報器設備  消防機関へ通報する火災報知設備  非常警報器具又は非常警報設備  避難器具（すべり台，救助袋）  誘導灯及び誘導標識  消防用水  非常電源設備 | 有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無  有 ・ 無 | 有　　　・　 無  有（　箇所）・ 無  有　　　・　 無  有（　箇所）・ 無  有　　　・　 無  有　　　・　 無  有　　　・　　 無  有　　　・　　 無  有　　　・　　 無  有（　箇所）・ 無  有（　箇所）・ 無  有　　　・　 無  有（　箇所）・ 無 |
| カーテン・布製ブラインド等の防炎性能 | | 有 | 有　　　・　 　無 |

(注）「消防法による設備義務の有無」については，消防署に確認の上，記入してく

ださい。

（根拠法令）

・防火設備・・建築基準法，建築基準法施行令

　　　　　　　　・消防用設備，カーテン・布製ブラインド等の防炎性能・・消防法，消防法施行令

* **防災設備平面図を添付してください。**

**２　防災訓練の実施状況　　　（９４ページ参照）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実　施　日 | 内 容 | 消防署  へ届出  の有無 | 実施記録  の有無 | 備　考 |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |
| 年　　月　　日 | 避 難  消 火  通 報 | 有・無 | 有・無 |  |

(注）１ 前年度の状況を記入してください。

　 　　　　　 ２ 「内 容」欄は，該当するものを○印で囲んでください。

　　　　　 ３ 自然災害に対する訓練の実施は，備考欄に記入してください。

　　　　　４　消防署の立合い，指導を受けた日は，備考欄に記入してください。

**従業者の勤務状況**

支 援 の 種 類 ：　　放課後等デイサービス

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 職　　種 | 資　　格 | 雇用年月日 | 常　勤  非常勤  の　別 | 専　従  兼　務  の　別 | １ 週 間  当たりの  勤務時間 | 兼務の場合，兼務先及び１週間当たりの勤務時間 | 備　考 |
| １ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |

**従業者の勤務状況**

支 援 の 種 類 ：　　放課後等デイサービス

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 職　　種 | 資　　格 | 雇用年月日 | 常　勤  非常勤  の　別 | 専　従  兼　務  の　別 | １ 週 間  当たりの  勤務時間 | 兼務の場合，兼務先及び１週間当たりの勤務時間 | 備　考 |
| 21 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 32 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 33 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 34 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 35 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 36 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 37 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 38 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 39 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 40 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |

**前年度利用者の状況（　　　　年　　　月～　　　年　　月）**

支 援 の 種 類 ：　放課後等デイサービス

事業所・施設の名称：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 開所日数  （日） | 利用者延べ数（人） | 利用者の実数（人） | | | 備　　　考 |
| 実　　数 | 月途中の  新規利用者  （再掲） | 月途中の  退所者数  （再掲） |
| ４月 |  |  |  |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |  |  |  |
| 12月 |  |  |  |  |  |  |
| １月 |  |  |  |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

**指定放課後等デイサービス利用者の一覧表**

支 援 の 種 類 ：　　　放課後等デイサービス

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏 名 | 障害程度区分 | 放課後等デイサービスの  利用頻度  （1週間当たりの回数等） | 放課後等デイサービスの  利用開始年月日 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |

**指定放課後等デイサービス利用者の一覧表**

支 援 の 種 類 ：　　放課後等デイサービス

事業所・施設の名称：

（運営指導月１日現在）　№２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏 名 | 障害程度区分 | 放課後等デイサービスの  利用頻度  （1週間当たりの回数等） | 放課後等デイサービスの  利用開始年月日 |
| 21 |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |
| 32 |  |  |  |  |
| 33 |  |  |  |  |
| 34 |  |  |  |  |
| 35 |  |  |  |  |
| 36 |  |  |  |  |
| 37 |  |  |  |  |
| 38 |  |  |  |  |
| 39 |  |  |  |  |
| 40 |  |  |  |  |